①都道府県	②市町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成31（令和元）年度就学援助制度の実施について																												
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	6. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																												
							（1）平成29年3月31日の要保護児童生徒援助費補助金交付要綱の一部改正により，小学校入学前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」についても国庫補助対象となりましたが，令和元年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況について，あてはまるもの1つに〇をしてください。																		（2）（1）①及び③でエに〇をした場合，その内容を記載ください（小学校，中学校で内容が異なる場合は分けて記載ください）。	（3）（1）①でア（入学前支給を行っている）に〇をした場合，小学校入学前の者に対する周知はどのように行っているか，あてはまるもの全てに〇をしてください。									（4）（3）でケに〇をした場合，その内容を記載してください。
							＜小学校＞①　実施・検討状況について				＜小学校＞②　①でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期，イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期					＜中学校＞③　実施・検討状況について				＜中学校＞④　③でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期，イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期															
							ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他（内容を6.（2）に記入してください。）	ア．平成29年度（平成30年度新入学分）以前	イ．平成30年度（平成31年（令和元年）度新入学分）	ウ．平成31年（令和元年）度（令和2年度新入学分）	エ．令和2年度（令和3年度新入学分）以降	オ．未定	ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他（内容を6.（2）に記入してください。）	ア．平成29年度（平成30年度新入学分）以前	イ．平成30年度（平成31年（令和元年）度新入学分）	ウ．平成31年（令和元年）度（令和2年度新入学分）	エ．令和2年度（令和3年度新入学分）以降	オ．未定		ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他（内容を6.（4）に記入してください。）	
28	28	28	28	28	28	1	16	2	7	3	15	0	2	0	1	17	1	7	3	16	0	1	0	1	4	2	1	6	3	5	0	2	0	5	5
山梨県	甲府市	甲府市教育委員会学事課	055-223-7322	kyogaku@city.kofu.lg.jp	http://www.city.kofu.yamanashi.jp/gakuji/kyoiku/kyoiku/shugaku/enjoseido.html		○				○					○				○						○	○	○							
山梨県	富士吉田市	富士吉田市教育委員会学校教育課	0555-22-1111	gakued@city.fujiyoshida.lg.jp	http://web.fujinet.ed.jp		○				○					○				○								○		○		○			
山梨県	都留市	都留市教育委員会　学校教育課	0554-43-1111	gakkou@city.tsuru.lg.jp	https://www.city.tsuru.yamanashi.jp/soshiki/gakkoukyouiku/gakkoukyouikutantou/index.html		○				○					○				○									○	○					
山梨県	山梨市	山梨市教育委員会　学校教育課	0553-22-1111	gakkokyoiku@city.yamanashi.lg.jp	https://city.yamanashi.yamanashi.jp		○				○					○				○													○	入学予定の全家庭に郵送にて案内を配布
山梨県	大月市	大月市教育委員会学校教育課こどもの学び支援担当	0554-23-8047	gkyouiku-19206@city.otsuki.lg.jp	http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/kosodate/gakkou/enjo.html		○				○					○				○									○						
山梨県	韮崎市	教育課　学校教育担当	0551-22-1111(内線265)	kyouiku@city.nirasaki.lg.jp	http://www.city.nirasaki.lg.jp/		○				○					○				○								○							
山梨県	南アルプス市	教育委員会　学校教育課	055-282-7776	ksuishin@city.minami-alps.lg.jp	http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/		○				○					○				○								○							
山梨県	北杜市	北杜市教育委員会教育総務課	0551-42-1371	kyoikusoumu@city.hokuto.yamanashi.jp	http://www.city.hokuto.yamanashi.jp		○				○					○				○													○	市から入学予定者全員に通知を配布
山梨県	甲斐市	教育部学校教育課学事係	055-278-1696	gakuji@city.kai.yamanashi.jp	http://www.city.kai.yamanashi.jp/		○				○					○				○									○						
山梨県	笛吹市	教育委員会　学校教育課　学務担当	055-261-3337	なし	なし		○				○					○				○								○							
山梨県	上野原市	学校教育課　教育総務担当	0554-62-3408	kyoiku-soumu@city.uenohara.lg.jp	https://www.city.uenohara.yamanashi.jp/gyosei/docs/shugakuenjo.html		○				○					○				○													○	入学許可証の案内を同封し配布
山梨県	甲州市	甲州市教育委員会　教育総務課	055-32-1412	info@city.koshu.jp	https://www.city.koshu.yamanashi.jp		○				○					○				○						○				○					
山梨県	中央市	教育委員会　教育総務課	055-274-8521	lg-ksoumu@city.yamanashi-chuo.lg.jp	https://www.city.chuo.yamanashi.jp/parenting/kosodatesien/teatejyosei/4146.html			○					○			○				○															
山梨県	市川三郷町	市川三郷町教育委員会　教育総務課学校教育係	055-272-6093	kyoiku-1@town.ichikawamisato.lg.jp	http://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp/		○				○					○				○										○		○		○	就学時健康診断の結果通知に同封し配布
山梨県	早川町	教育委員会	0556-45-247	kyouiku@town.hayakawa.lg.jp	http://www.town.hayakawa.yamanashi.jp/					○									○						義務教育無償化制度を実施しているため、就学援助制度を実施していない。										
山梨県	身延町	学校教育課学校教育担当	0556-20-3016	gakoukyouiku@town.minobu.lg.jp	https://www.town.minobu.lg.jp/bunka/jhs/shuugakuenjo.html				○									○																
山梨県	南部町	学校教育課	0556-64-4842	kyouiku@town.yamanashi-nanbu.lg.jp	https://www.town.nanbu.yamanashi.jp				○									○																
山梨県	富士川町	富士川町教育委員会　共育総務課総務学校担当	0556-22-5361	kyouiku@town.fujikawa.lg.jp	http://www.town.fujikawayamanashi.jp			○							○		○							○											
山梨県	昭和町	昭和町教育委員会学校教育課	055-275-8631	gakko@town.yamanashi-showa.lg.jp	http://www.town.showa.yamanashi.jp	http://www.town.showa.yamanashi.jp/blog/	○				○					○				○													○	域内の全ての就学児の保護者へ通知を郵送している
山梨県	道志村	教育委員会	0554-52-1020	kyouiku@vill.doshi.lg.jp	http://www.vill.doshi.lg.jp/				○									○																
山梨県	西桂町	学校教育係	0555-25-2941	kyouiku@town.nishikatsura.lg.jp	http://education.town.nishikatsura.yamanashi.jp/				○									○																
山梨県	忍野村	教育委員会	0555-84-2042	kyouiku@vill.oshino.lg.jp	http://www.vill.oshino.lg.jp/docs/2013010703210				○									○																
山梨県	山中湖村	教育委員会	0555-62-3813	kyouiku@vill.yamanakako.lg.jp	http://www.vill.yamanakako.lg.jp/soshiki/kyouikuiinkai/		○						○			○						○									○				
山梨県	鳴沢村	教育課	0555-85-2606	kyouiku@vill.narusawa.lg.jp	http://www.vill.narusawa.yamanashi.jp				○										○						域内に村立中学校がないため、中学校の記載なし。										
山梨県	富士河口湖町	教育委員会学校教育課	0555-72-6052	gakkou@town.fujikawaguchiko.lg.jp	http://www.fujikawaguchiko.lg.jp		○				○					○				○								○							
山梨県	小菅村	教育委員会	0428-87-0111	なし	なし				○									○																
山梨県	丹波山村	教育委員会	0428-88-0211	kyoiku@vill.tabayama.yamanashi.jp	なし					○									○						無償化のため、就学援助制度を実施していない。										
山梨県	河口湖南中学校組合	教育委員会事務局	0555-72-1182	kyouiku@konan-jh.jp	http://konan-jh.jp/kumiai.html					○								○							中学校組合のため小学校の記載なし。										

①都道府県	②市町村名	Ⅰ　平成31（令和元）年度就学援助制度の実施について																																				
		6. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																				
		（5）（1）①③でア（入学前支給を行っている）に○をした場合，支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）をお選びください。										（6）（1）①③でウ（入学前支給を行っておらず，**検討もしていない**）に○をした場合，入学前支給実施に向けての課題を全てお選びください。						（7）（6）でオに○をした場合，その内容を記載してください。	（8）（1）①③でア（入学前支給を行っている）に○をした場合，入学前支給を行った後に，当該児童生徒が他市区町村に転居をするなど，入学時に支給対象外となった際にはどのように対応していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。						（9）（8）でオに○をした場合，その内容を記載してください。	（10）（1）①③でア（入学前支給を行っている）に○をした場合，（8）の対応を行った経験も踏まえ，二重支給や支給漏れを防止するためには，どのような対応が望ましいと考えますか。あてはまるもの全てに○をしてください。											（11）（10）でケに○をした場合，その内容を記載してください。
		ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかる。	ウ．認定回数が増えるなどの事務量が増加する。	エ．支給後の転居などにより，二重支給や支給漏れが発生する恐れがある。	オ．その他（内容を6.（7）に記入してください。）			ア．受給者に対し，支給額の返還を求める。	イ．返還は求めず，転居先の市町村に対して，支給済みである旨を連絡する。	ウ．返還は求めず，転居先の市町村から問い合わせがあれば支給済みである旨を回答する。	エ．現在，検討中。	オ．その他（内容を6.（9）に記入してください。）		ア．受給者に対し，支給額の返還を求める。	イ．返還は求めず，転居先の市町村に対して，支給済みである旨を連絡する。	ウ．市町村間の連絡・情報共有を密にする。	エ．保護者に対して翌年度転居する予定等がないことを確認，又は転居する可能性等がある場合には申請を控えるよう周知する。	オ．転出者の早期把握（学校や関係部署との連携・情報共有）に努める。	カ．既受給者が他市町村に転居していないか，確認を徹底する。	キ．転入時の就学援助制度の周知を徹底する。	ク．国や都道府県において，対応方法を統一する。	ケ．その他（内容を6.（11）に記入してください。）	
28	28	0	0	0	0	0	0	3	14	0	0	1	2	6	2	2		7	6	2	2	0	0	6	8	15	11	9	6	2	2	0	0					
山梨県	甲府市								○										○						○	○		○	○									
山梨県	富士吉田市							○										○						○		○	○		○		○						
山梨県	都留市								○									○						○			○										
山梨県	山梨市							○											○						○	○	○	○	○	○	○	○					
山梨県	大月市								○										○						○	○	○	○									
山梨県	韮崎市								○										○						○	○											
山梨県	南アルプス市								○										○						○	○	○										
山梨県	北杜市								○											○					○												
山梨県	甲斐市							○											○							○		○									
山梨県	笛吹市								○											○						○	○										
山梨県	上野原市								○									○						○		○	○	○									
山梨県	甲州市								○									○						○	○	○		○									
山梨県	中央市								○									○							○	○	○	○	○								
山梨県	市川三郷町								○									○						○		○	○	○	○	○							
山梨県	早川町																																				
山梨県	身延町														○	就学援助制度とは別に，本町に住所を有する児童生徒の保護者に対して，小中学校等に入学する前年度に入学支度金を支給しているため。※ただし，入学後も継続して本町に住所を有することが見込まれることを要件とする。																						
山梨県	南部町													○																							
山梨県	富士川町																																				
山梨県	昭和町								○												○			○		○	○	○	○							
山梨県	道志村													○																							
山梨県	西桂町													○																							
山梨県	忍野村											○	○	○																							
山梨県	山中湖村								○												○				○												
山梨県	鳴沢村												○	○																							
山梨県	富士河口湖町								○									○								○	○									
山梨県	小菅村													○																							
山梨県	丹波山村																																				
山梨県	河口湖南中学校組合														○	一部事務組合で学齢簿を持たないため、就学予定者を把握できない。																						